令和2年加美町議会第1回定例会会議録第4号

令和2年3月13日(金曜日)

出席議員(17名)

1番 味 上 庄一郎 君 2番 猪 股 俊 一 君

3番 早 坂 伊佐雄 君 4番 早 坂 忠 幸 君

6番 髙 橋 聡 輔 君 7番 三 浦 又 英 君

8番 伊藤由子君 9番 三浦英典君

10番 沼田雄哉君 11番 一條 寛君

12番 伊藤 淳君 13番 伊藤信行君

14番 佐藤善一君 15番 下山孝雄君

16番 米 木 正 二 君 17番 木 村 哲 夫 君

18番 工藤清悦君

欠席議員(1名)

5番 三浦 進君

欠 員(なし)

説明のため出席した者

町 長 猪股洋文君

副 町 長 高橋 洋君

総務課長・選挙管理委員会書記長佐藤 敬君

会計管理者兼会計課長 佐藤和枝君

危機管理室長 塩田雅史君

企画財政課長 熊谷和寿君

ひと・しごと推進課長 相 澤 栄 悦 君

町 民 課 長 荒 木 澄 子 君

税務課長践野仁君

農林課長補佐 尾形一浩君

農業振興対策室長 嶋津寿則君 森林整備対策室長 佐々木 実 君 商工観光課長 岩 崎 行 輝 君 設 課長 長 田 裕 之 君 保健福祉課長 内 海 悟 君 子育て支援室長 佐藤 法 子 君 地域包括支援センター所長 千 葉 桂 子 君 上下水道課長 大場利之 君 小野田支所長 岡 崎 秀 俊 君 宮崎支所長 猪股 繁 君 総務課参事兼課長補佐 遠 藤 伸 一 君 育 早 坂 家 一 教 長 君 教育総務課長 瓶 栄 悦 君 生涯学習課長兼 スポーツ推進室長 上 野 一 典 君 太田浩二 農業委員会事務局長 君 代表監查委員 小 山 元 子 君

事務局職員出席者

 事務局長
 武田守義君

 参事兼次長
 内海 茂君

 主幹兼総務係長
 内出由紀子君

 主幹兼議事調査係長
 後藤崇史君

議事日程 第4号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第24号 令和2年度加美町一般会計予算
- 第 3 議案第25号 令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第26号 令和2年度加美町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 5 議案第27号 令和2年度加美町介護保険特別会計予算

- 第 6 議案第28号 令和2年度加美町介護サービス事業特別会計予算
- 第 7 議案第29号 令和2年度加美郡介護認定審査会特別会計予算
- 第 8 議案第30号 令和2年度加美町霊園事業特別会計予算
- 第 9 議案第31号 令和2年度加美町営駐車場事業特別会計予算
- 第10 議案第32号 令和2年度加美町下水道事業特別会計予算
- 第11 議案第33号 令和2年度加美町浄化槽事業特別会計予算
- 第12 議案第34号 令和2年度加美町水道事業会計予算
- 第13 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第14 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第15 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第16 請願第1号 加美町議会議員の定数条例の一部を改正することを求める請願 について
- 第17 陳情第 1 号 宮城県に対し、小・中学校全学年で少人数学級実現等を要請す る意見書採択を求める陳情書について
- 第18 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第18まで

午後3時45分 開議

○議長(工藤清悦君) 皆さん、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は17名であります。5番三浦 進君より欠席届が出ております。 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(工藤清悦君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、17番木村哲夫君、1番味上庄一郎君を指名いたします。

日程第 2 議案第24号 令和2年度加美町一般会計予算

日程第 3 議案第25号 令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 4 議案第26号 令和2年度加美町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 5 議案第27号 令和2年度加美町介護保険特別会計予算

日程第 6 議案第28号 令和2年度加美町介護サービス事業特別会計予算

日程第 7 議案第29号 令和2年度加美郡介護認定審査会特別会計予算

日程第 8 議案第30号 令和2年度加美町霊園事業特別会計予算

日程第 9 議案第31号 令和2年度加美町営駐車場事業特別会計予算

日程第10 議案第32号 令和2年度加美町下水道事業特別会計予算

日程第11 議案第33号 令和2年度加美町浄化槽事業特別会計予算

日程第12 議案第34号 令和2年度加美町水道事業会計予算

○議長(工藤清悦君) お諮りいたします。日程第2、議案第24号令和2年度加美町一般会計予算、日程第3、議案第25号令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、日程第4、議案第26号令和2年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、日程第5、議案第27号令和2年度加美町介護保険特別会計予算、日程第6、議案第28号令和2年度加美町介護サービス事業特別会計予算、日程第7、議案第29号令和2年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、日程第8、議案第30号令和2年度加美町霊園事業特別会計予算、日程第9、議案第31号令和2年度加美町営駐車場事業特別会計予算、日程第10、議案第32号令和2年度加美町下水道事業特別会計予算、日程第11、議案第33号令和2年度加美町浄化槽事業特別会計予算、日程第12、議案第34号令和2年度加美町水道事業会計予算、以上11件はいずれも令和2年度予算であり関連しておりますの

で、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤清悦君) ご異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第24号令和2年度加美町一般会計予算から日程第12、議案第34号令和2年度加美町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

本件については、令和2年度予算審査特別委員会に付託しておりましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、味上庄一郎君、ご登壇願います。

[予算審查特別委員長 味上庄一郎君登壇]

○予算審査特別委員長(味上庄一郎君) 令和2年度予算審査特別委員会の報告をいたします。 本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第 76条の規定により報告いたします。

議案第24号令和2年度加美町一般会計予算、原案可決であります。

議案第25号令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第26号令和2年度加美町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決であります。

議案第27号令和2年度加美町介護保険特別会計予算、原案可決であります。

議案第28号令和2年度加美町介護サービス事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第29号令和2年度加美郡介護認定審査会特別会計予算、原案可決であります。

議案第30号令和2年度加美町霊園事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第31号令和2年度加美町営駐車場事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第32号令和2年度加美町下水道事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第33号令和2年度加美町浄化槽事業特別会計予算、原案可決であります。

議案第34号令和2年度加美町水道事業会計予算、原案可決であります。

なお、本委員会の附帯意見を報告させていただきます。

令和2年度加美町一般会計及び特別会計予算について審査した結果、その必要性や効果など に疑念が生ずるものが見受けられましたので、今後速やかに改善を検討されるよう要望いたし ます。

まず、町の財政状況については、施政方針において、地方交付税が減少する中、持続可能な 町をつくるための行財政改革に取り組むこととしておりますが、令和2年度予算はあたかも 「課題先送り予算」と呼ぶべきような人件費の過小見積もりや事業経費の先送りなどが散見され、年度内の費用や後年度の負担が増加するなど、懸念が払拭できない内容となっております。 特に働き方改革に伴う行財政改革については、内容等が不明瞭で、その実効性などは甚だ疑問が残るものであります。町として働き方改革の基本方針を明確にし、職員への周知徹底を図るべきであると思われます。

また、中新田公民館建設に係る費用を先送りにしたことは、財政状況が逼迫する中、課題を 後年度に先延ばしただけであり、検討委員会を初めとする町民、議会に対する説明が不十分と 言わざるを得ません。

今後、特に費用の大きな事業に関する方針変更や改修等がある場合には、議会における委員会や町民への説明、意見等を参考にし、実効性のある行財政改革に向けた取り組みを行い、持続可能なまちづくりのため適正な事業執行に努められるよう要望いたします。

以下に述べる事業に関しては、本特別委員会における質疑において、特に各委員より懸念された事業に対して報告いたします。

1点目、シートゥーサミットに代表されるモンベル関連事業においては、まち・ひと・しご と創生応援寄附金、いわゆる企業版ふるさと納税を事業財源として見込んでおりますが、寄附 企業に対する行為の制限については、内閣府地方創生推進事務局などと十分な協議を行い、誤 解を生ずることのないよう適正な執行を強く要望いたします。

2つ目として、加美町観光まちづくり協会の事務局をやくらい薬師の湯施設内に移転することについては、薬菜山を中心としたイベントの開催等には有効であるものの、町内の観光産業を分断し、協会がイベント事業に傾倒していくのではないかという懸念が残ります。加美町観光まちづくり協会が、今後とも会員の協力のもと加美町全体の観光事業の発展と振興を図りながら、活力あるまちづくりとその効果を町全体で享受できるような取り組みが推進されるよう、町が積極的に指導されることを望みます。

3点目といたしまして、バッハホール管弦楽団事業については、音楽のまちづくりに向けた 文化振興として演奏会やコンサートなどを開催しておりますが、町内在住の楽団員は少なく、 演奏者の大部分は町外の方で占められており、加美町の管弦楽団とは言いがたい現状にありま す。また、町外の方にまで管弦楽団の演奏の出演などを依頼し謝礼を支払う事業を今後も継続 していくことは、善意と資源とお金が循環する、人と自然に優しいまちの姿を目指す町政運営 と相反するものと感じざるを得ません。今後、事業内容とその役割を十分精査し、基本的な方 向性を整理した上で事業の実施を検討されるよう要望するものであります。 最後に、議会が予算を審議し議決する権限を有していることは、議会が執行機関の行政執行 を拘束し監視するための有効で広範な権限を有していると言えます。執行部におかれましては、 町民生活への影響を第一に考え、議会の意向を鑑みながら、円滑な行政運営を執行していただ くための最善の手段を講じられるよう要望いたします。

また、新型コロナウイルスの対応については、町長を初め職員皆様一丸となって当たっていただき、万全の予防策を講じられるようお願い申し上げ、本委員会の附帯意見といたします。 終わります。

○議長(工藤清悦君) 予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑は予算審査特別委員会において十分に尽くされたものと思いますので、質疑を省略して直ちに討論を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤清悦君) ご異議なしと認めます。よって、質疑を省略して直ちに討論を行うこと に決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の討論を許可いたします。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。

次に、原案に反対者の討論を許可いたします。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。

ほかに討論ございませんか。(「なし」の声あり)討論なしといたします。

よって、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第24号令和2年度加美町一般会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに 賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長(工藤清悦君) 全員起立であります。よって、議案第24号令和2年度加美町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号令和2年度加美町国民健康保険事業特別会計予算の採決を行います。 この表決は起立によって行います。 本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに 賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(工藤清悦君) 全員起立であります。よって、議案第25号令和2年度加美町国民健康保 険事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号令和2年度加美町後期高齢者医療特別会計予算の採決を行います。 この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに 賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長(工藤清悦君) 全員起立であります。よって、議案第26号令和2年度加美町後期高齢者 医療特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号令和2年度加美町介護保険特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに 賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長(工藤清悦君) 全員起立であります。よって、議案第27号令和2年度加美町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号令和2年度加美町介護サービス事業特別会計予算の採決を行います。 この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに 賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長(工藤清悦君) 全員起立であります。よって、議案第28号令和2年度加美町介護サービス事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号令和2年度加美郡介護認定審査会特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに 賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長(工藤清悦君) 全員起立であります。よって、議案第29号令和2年度加美郡介護認定審 査会特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号令和2年度加美町霊園事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに 賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(工藤清悦君) 全員起立であります。よって、議案第30号令和2年度加美町霊園事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号令和2年度加美町営駐車場事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに 賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長(工藤清悦君) 全員起立であります。よって、議案第31号令和2年度加美町営駐車場事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号令和2年度加美町下水道事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに 賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長(工藤清悦君) 全員起立であります。よって、議案第32号令和2年度加美町下水道事業 特別会計予算は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号令和2年度加美町浄化槽事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに 賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長(工藤清悦君) 全員起立であります。よって、議案第33号令和2年度加美町浄化槽事業 特別会計予算は原案のとおり可決されました。

議案第34号令和2年度加美町水道事業会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決定することに 賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長(工藤清悦君) 全員起立であります。よって、議案第34号令和2年度加美町水道事業会 計予算は原案のとおり可決されました。

日程第13 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(工藤清悦君) 日程第13、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長(猪股洋文君) 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員の小野田地区の古内晴男氏が令和2年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、総務大臣に人権擁護委員の候補者の推薦に当たり、議会の意見を求めるものであります。

任期は、令和2年7月1日から令和5年6月30日までの3年間となりますが、人権擁護委員は、法務大臣の委嘱となり、その手続に3カ月を要するため、今議会に諮問するものであります。

なお、お手元に略歴を記載した資料を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(工藤清悦君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により、討論を省略いたします。

直ちに諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。 お諮りいたします。本件は原案のとおり古内晴男さんを答申することにご異議ございません か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤清悦君) ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき 意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決定いたしました。

日程第14 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(工藤清悦君) 日程第14、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長(猪股洋文君) 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員の宮崎地区の早坂貴美代氏が令和2年6月30日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、総務大臣に人権擁護委員の候補者の推薦に当たり、議会の意見を求めるものであります。

任期等につきましては、前議案と同様であります。

なお、お手元に略歴を記載した資料を配付しておりますので、参考にしていただきたいと存 じます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(工藤清悦君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により、討論を省略いたします。

直ちに諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。 お諮りいたします。本件は原案のとおり早坂貴美代さんを答申することにご異議ございませ

んか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤清悦君) ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき 意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決定いたしました。

日程第15 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長(工藤清悦君) 日程第15、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長(猪股洋文君) 諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本案件につきましては、人権擁護委員の中新田地区の橋本洋子氏が令和2年6月30日をもって任期満了となりますことから、新たに道塚健一氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、総務大臣に人権擁護委員の候補者の推薦に当たり、議会の意見を求めるものであります。

任期等につきましては、前議案と同様であります。

なお、お手元に略歴を記載した資料を配付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(工藤清悦君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

本件は人事案件につき、先例89により、討論を省略いたします。

直ちに諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。 お諮りいたします。本件は原案のとおり道塚健一さんを答申することにご異議ございません か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤清悦君) ご異議なしと認めます。よって、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき 意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決定いたしました。 日程第16 請願第1号 加美町議会議員の定数条例の一部を改正することを求める 請願について

○議長(工藤清悦君) 日程第16、請願第1号加美町議会議員の定数条例の一部を改正することを求める請願についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

○事務局長(武田守義君) 事務局長です。

それでは、お手元に配付しております請願書を朗読いたします。

1、請願の趣旨。

私たち加美町議会議員の定数を考える会では、宮城県内町村議会の議員定数に関して調査を した結果、町村議員定数及び1議員当たりの有権者数は別紙のとおりであることがわかりまし た。1議員当たりの有権者数が加美町に最も近い七ヶ浜町、涌谷町と比較すると、議員定数は 13人もしくは14人ということになります。

請願の理由に挙げている事情などを勘案の上、加美町議会議員定数条例の一部を改正していただきたく、加美町議会議員の定数の改正を求める署名3,419筆の署名簿を添えて請願いたします。

請願の理由。

全国の町村議会では、議員定数をめぐる現状と課題をまとめています。927町村において287町村が条例を改正しているが、その99.7%が定数減の改正となっていることがわかりました。 定数減の理由として、4点ほどが挙げられております。

- 1つ、行財政改革の一環、37.4%。
- 2つ、人口減少・将来人口の動向、36.4%。
- 3つ、他自治体(近隣自治体・類似団体)との比較。
- 4つ、住民からの批判・意見。

加美町においてどの項目も例外ではないと考えました。特に3の他自治体(近隣自治体・類似団体)との比較をしたところ、顕著な差が見られました。すなわち議員1人当たりの有権者数は県内6自治体の平均が1,496人であるのに対し、加美町議会議員の場合は1,104人となります。

以上の理由から、別紙資料を参考に次回の町議会議員選挙、令和3年3月までに定数削減に よる条例の一部を改正する必要があると考えました。

令和2年2月25日

加美町議会議長 工藤清悦殿

請願者 加美町議会議員の定数を考える会 代表 千葉國男以上です。

○議長(工藤清悦君) 次に、紹介議員の趣旨説明をお願いいたします。佐藤善一君、ご登壇願います。

[14番 佐藤善一君 登壇]

○14番(佐藤善一君) 請願第1号加美町議会議員の定数条例の一部を改正することを求める請願について。

ただいま局長からご紹介いただいた理由でありますけれども、私のほうからつけ加えて説明 させていただきたいと思います。

議員は住民の代表者であります。それは住民が考えていること、思い願っていることを代表するということであります。この署名3,419人は住民の関心の高さをあらわすもので、昨年の議会報告会から要望が上がったのも当然のことと思っております。

議会は執行機関を監視し住民の多種多様な意見を政策に反映していく上でも議員の数が多いほうが有効だといった考えもありますが、多数議員は必ずしも監視機能向上、議会力アップにつながるとは言えないと思います。議員を削減しても、一人一人の資質、知識、政策形成機能を高めていくのならば、議会の役割は果たせるものと思っております。

また、削減することで委員会活動や議員間討議ができるのかといった意見もありますが、常任委員会の数や委員会の複数所属といったことを考えれば不可能ではないと考えます。

地方交付税が年々減少し、町財政も厳しさを増してきております。その中で議員みずからが議員定数を削減し歳出削減につなげ、町財政改善に取り組むことも重要かと考えております。

以上、私の趣旨説明を申し上げまして、議員皆様のご理解をいただきご賛同賜りますように 心からお願い申し上げまして、説明を終わります。

○議長(工藤清悦君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1番味上庄一郎君。

○1番(味上庄一郎君) ただいま説明がございましたけれども、昨年の議会報告会におきましても議員定数の削減を求める町民の声があったのは間違いございませんし、そういった意見、 そしてそういったことで議会に関心を持つ町民が多くいらっしゃるということはよく理解しております。

その際の中新田の会場でございましたが、その際に私が答弁したのは、現在も、それから以

前から、議会改革の中で議員の削減もまず行ってその後も検討をするという回答をさせていた だきました。

その回答をさせていただきましたが、町民からのこういった請願が出るということにいささか驚いていたところでございますけれども、参考資料の中で、比較対象ということで大河原町、柴田町、亘理町、利府町、大和町、美里町が参考に挙げられております。もう少し詳しく私も調べてみましたけれども、大河原町、柴田町、利府町、大和町においては合併をしていない自治体であり、単独での自治体でございます。また美里町においては2町の合併、加美町においては3町の合併。さらには面積でいいますと、大河原町は24.99キロ平方メートル、加美町の約20分の1、行政区の数に至っては50行政区。柴田町は54.03平方キロメートル、面積は加美町の約8分の1、行政区は43行政区。利府町におきましては44.89平方キロメートル、約10分の1、行政区におきましては44行政区。大和町におきましては44.89平方キロメートル、約10分の1、行政区におきましては44行政区。大和町におきましてはやや面積は大きくて225.5キロ平方メートル、加美町の約2分の1。美里町は面積が74.98平方キロメートル、加美町の約6分の1、行政区は46行政区。亘理町はちょっと調べてこなかったんですが、こういったことも議員定数の考え方の参考にすべきと思います。

また、このことが新聞報道等でされてから、私のもとには、議員定数は減らすべきではないと、ある行政区の区長さんはそういったご意見で私のところにメールをくださいました。また直接、減らしてはだめだと、ますますこの広域な加美町の中で孤立する行政区の声が町に届かなくなると、そういった意見もいただきました。

こういったことについて、ただ単に人口だけで検討するのではなく、こういった意見もある ということをお話しさせていただきましたが、この点について紹介議員の見解をお願いいたし ます。

- ○議長(工藤清悦君) 佐藤善一君。
- ○14番(佐藤善一君) ただいまの質問は、2点あったかと思います。

1つは、請願に至った経緯だと思います。よく尋ねてみますと、議会報告会があったとき、定数削減の要望があり、それに議員のほうから検討するという答弁があったそうです。その後、全然検討されていないということで、昨年の12月18日に40名の会員でもって定数を考える会を設立し、いろいろ検討されたようであります。翌年1月18日に町外の自治体の関係を調査したということであります。それで1月31日から署名活動を始め、そして2月18日集計をし3,419人、1月から1カ月足らずにしてこれだけの数が署名されたということで、反応はよかったということです。そういった経緯で、なかなか議員の検討している姿が見えないということが第

1点の理由だそうでございます。

それで、定数削減しても大丈夫かという内容かと思いますが、住民から信託された町政実現に向けてですが、果たすべき機能や役割、こういったものはこなせるだけのものがあるかどうか、そこが焦点であろうと思います。先ほど趣旨説明したとおり、常任委員会の数を4つを2つに合体させたり、あるいは複数の委員会に所属したりなんかすれば、それは可能だと思っております。また、常に地域の現状、問題点を捉えて将来のあり方を考え、踏まえ、そして行政、住民にこのことを訴え、それなりの識見と信念をもってかかれば、その機能は果たせるものと考えております。

- ○議長(工藤清悦君) 1番味上庄一郎君。
- ○1番(味上庄一郎君) ありがとうございます。

署名活動について最後に伺いますが、署名をされた方に何人かお話を聞きました。請願の理由、趣旨、こういった文書を持たずに、ただ単に名前を書いてほしいということだけで署名活動を行った、書かされたという方もいらっしゃいます。また、我々議会では議員改革の一環として検討してきたことは間違いないことでありますし、これからも検討をしていくということであります。そのために幹事会が存在しているわけでありまして、そういう状況の中にあって、一部議員の方もその署名活動に携わったやに聞いておりますが、この点についてお伺いいたします。

- ○議長(工藤清悦君) 佐藤善一君。
- ○14番(佐藤善一君) 一部議員というのはわかりませんけれども、この数ですね、私は紹介議員になってくれないかということで、その内容を読んで聞きました。この具体的に13、14という数を入れるのはどうかということで、この数を入れることによって、実現可能性という点が一番審査されますから、それはただ参考資料としてとどめたほうがいいんじゃないかといったことを意見として述べております。

そして、その40名の会員に、直ちに一部訂正があったことを代表の方が1日がかりで歩いて 理解をいただいて、そして署名をもらった方に即連絡をとるようにということで、私のほうに 報告がありました。

- ○議長(工藤清悦君) その他質疑ございませんか。4番早坂忠幸君。
- ○4番(早坂忠幸君) 今紹介議員から人数の関係についてお話があったんですけれども、2月 26日にその件で話し合いがあったんですけれども、その人数は修正して、この差しかえをした のは理解しています。私そのときの、このきょう出た請願の趣旨、一番最後「令和3年3月ま

でに」という文面なんですけれども、これは「令和2年6月までに」と理解していたんですけれども、これはいつの時点で変わったんですか。私はそう記憶していたんです。よろしくお願いします。

- ○議長(工藤清悦君) 佐藤善一君。
- ○14番(佐藤善一君) すみません。もう一度お願いします。
- ○議長(工藤清悦君) 早坂忠幸君。
- ○4番(早坂忠幸君) この一番下に、「令和3年3月までに」と括弧書きでありますよね。これ、たしか2月26日時点では「令和2年6月までに」と。議運の資料を見たんですけれども、そこも修正になっているんです。ですから、修正したというのは我々に報告がないんですけれども、私の勘違いであればそれでよろしいんですけれども。
- ○議長(工藤清悦君) 佐藤善一君。
- ○14番(佐藤善一君) おそらく「令和2年6月まで」というのは、次の年の選挙を逆算すると せめて半年間周知期間が必要だということで、6月までには決めてほしいという内容かなと思 っております。
- ○議長(工藤清悦君) 早坂忠幸君。
- ○4番(早坂忠幸君) いや、ですから、きょうここに上がっている請願書の「令和3年3月」というのは「令和2年6月」となっていたはずです。それを「令和3年3月」と直したのが、紹介議員はわからないですか。わからなければ、事務局のほうはわかると思うんですけれども、多分議運のメンバーは誰もわかっているはずではないと思うんですけれども。
- ○議長(工藤清悦君) よろしいですか。議長宛ての請願でございましたので、私のほうから説明させていただいてよろしいですか。

請願については、25日の午後1時に代表の方々から受け取りました。その後、次の日26日に 主意書の差しかえがありまして、これが26日が最終の主意書の内容であります。ですから、先 ほど佐藤議員がおっしゃった差しかえという部分の中でこの記述が変更されたと私は理解をし ているということでよろしいですか。

- ○議長(工藤清悦君) 早坂忠幸君。
- ○4番(早坂忠幸君) このとおり13人を削って、日にちも削って、最終的にこれになったということの理解でよろしいんですか。議長が受理した、議長が受理すれば差しかえがあっても最後のやつが正解だという話は聞いていましたから、そういう考えでいいんですね。
- ○議長(工藤清悦君) 私からの答弁でよろしいですか。私はそう理解しております。

その他質疑ございませんか。16番米木正二君。

○16番(米木正二君) 今紹介議員の趣旨説明の中で、住民が考えていること、願っていること の実現、我々議員の使命だと認識していまして、このことは当然であります。私どもも町民の 福祉の向上と町の発展のために日々汗を流しているという現実もあります。そうしたことで、 当然のことだと認識しています。

それで、先ほど味上議員から、他の類似町村との比較、人口とかいろいろな比較が披瀝されたわけでありますけれども、私は単に類似町村の人口だけで考えていくのはいかがかなと思っています。やはりそこには町の業務課題やあるいは産業の構造とか、それから人口、もちろん面積、財政規模、そして合併の市町村かどうかということ、それから小中学校の数とか地区の数等々、やっぱりこの辺も比較検討すべきだなと思っております。単に人口が多い町村が加美町の議員定数よりも少ないとかということではなくて、やっぱり個別の事情があると思うんです。

議会の一般質問の中でも、財政規模について質問した際に、町長はやっぱり人口だけでははかり知れないものがあると、やはりそれぞれのその市町の事情があるんだということも話されたのもはっきり私も記憶をしているわけでありますけれども、そうした地域事情というのは比較できないものがあると思いますけれども、紹介議員の考え方をお聞きしたいと思います。

- ○議長(工藤清悦君) 佐藤善一君。
- ○14番(佐藤善一君) 紹介議員の発言の範囲においては、請願の趣旨及び理由に限るということになっておりますので、私から答弁するものではないし、しっかりとその辺、審査の段階でやっていただきたいと思います。
- ○議長(工藤清悦君) 16番米木正二君。
- ○16番(米木正二君) それで、議会としても、私議会改革の幹事会の幹事長をしております。 そうした幹事会の委員も佐藤紹介議員が務めているところでありますけれども、これまでの取り組みとしては、まず幹事会としては、議会の倫理条例を制定したということ。それから、議会報告会も実施をしようということで、初めて昨年11月に実施をさせていただきました。そして、次のテーマはということで、やはり議員定数に関して検討しましょうということで、2月5日に幹事会を開催いたしまして、幹事一人一人から意見をお聞きしました。その中で、やはり2月25日に議員の研修があったわけでありますけれども、それが終わってから、議員一人一人のその進め方について考え方を聞こうということになりまして、あのような会議になりました。それが経緯であります。

それで、紹介議員は、議会報告会の中でそういう発言があったということも承知しておりますし、検討しますというような返答もさせていただきました。そうしたことでこれまで経過をしてきたわけでありますけれども、私どもとしても何もしないということではなくて、やはり加美町の議員定数はどれくらいが適正なのかということをみんなで考えようということになっているところであります。なかなかそれまで声が出なかったということでありますけれども、紹介議員は幹事もやられていますし、議員の一人であります。そうしたことで、やはり声を出してほしかったなと。やっぱりもう少しこのことについて早く進めるべきではないのかという声を出してもらいたかったなと私は残念に思っているんです。私どもとしては、やはりこのことについては真摯に検討させていただくという、このことについてはおそらくここにいる議員も同じ考えだろうと思っています。このことについてどのようにお考えか、ちょっとお願いしたいと思います。

- ○議長(工藤清悦君) 佐藤善一君。
- ○14番(佐藤善一君) ごもっともなお話でありますけれども、今回特に、早坂議員からも質問があったわけですが、議運の前ですよね、修正があったのは。一番こだわっているのは、13人、14人という具体的な数字が入ったからかなと思っております。議案に上程される前、つまり議会として受理していない状態であれば別に支障はないという行政実例がありますし、このことによって請願の趣旨の本質を失うことはないと思っておりますので、その点をご理解いただいて、十分審査をお願いしたいと思います。
- ○議長(工藤清悦君) 16番米木正二君。
- ○16番(米木正二君) さまざまな角度から検討して結論を導き出したいなという気持ちはあります。私も長い議員生活の中で、常に議員定数について向き合ってきました。中新田町時代も議員定数26人を20人に減らしたりとか、18人に減らしてきました。それから合併の際に、定数52名、実数49名でありましたけれども、そこから20名という大幅な削減をしてきた事実がございます。そのことによって、議員の報酬が1億円削減されたという実績もございます。さらには、前回も20人から18人に削減をしてきたということで、常に削減に取り組んできたということでありまして、議会のそうした姿勢というのは理解していただきたいと考えております。

それで、もう一つの観点でありますけれども、議会に対して地方交付税が交付されていると 思います。企画財政課長にお聞きをしたところ、交付税、加美町で5,600万円ほど交付税措置 されているということであります。このことも我々も頭に入れながら、やっぱりこの加美町に とって議会として機能できる、また委員会も機能できるふさわしい定数はどのくらいかという ことで、やはり検討をしていく必要があるんだろうと思いますけれども、その辺のこれまでの 取り組みについての評価、認識は十分におそらく紹介議員はわかっておられると思いますけれ ども、その辺についてもお聞きしたいと思います。

- ○議長(工藤清悦君) 佐藤善一君。
- ○14番(佐藤善一君) この議会の議員の数が減ることによってどれだけの財源が削減されるかといった点も質問の中にあったかと思いますが、議員報酬、期末手当、共済、臨時会等の費用 弁償、さらに視察研修に対する費用弁償、タブレット借り上げ、合計すると1人510万円ほど の削減効果があるということであります。

何て質問あったか、ちょっと最後のほうだけもう一度お願いします。

- ○議長(工藤清悦君) 16番米木正二君。
- ○16番(米木正二君) これまで取り組んできたことの認識は十分におそらく持ち合わせている んだろうなと思いますので、その辺をお伺いしたわけです。

それから、すみません、続けます。いいんですか。3回目だよね。

- ○議長(工藤清悦君) さっきの確認の反問ですので。よろしいですか。どうぞ。今確認したことについてお願いいたします。佐藤善一君。
- ○14番(佐藤善一君) 削減効果ですか。(「取り組んできたことは認識されていますよね」の 声あり)はい、認識いたしております。より身近な民意が反映されるように尊重し、誠意を持 ってこれまで取り組んできたと思っております。
- ○議長(工藤清悦君) その他質疑ございませんか。(「なし」の声あり)質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております請願第1号加美町議会議員の定数条例の 一部を改正することを求める請願については、会議規則第91条第1項の規定により、総務建設 常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤清悦君) ご異議なしと認めます。よって、請願第1号加美町議会議員の定数条例 の一部を改正することを求める請願については総務建設常任委員会に付託することに決定いた しました。

日程第17 陳情第1号 宮城県に対し、小・中学校全学年で少人数学級実現等を要請する意見書採択を求める陳情書について

○議長(工藤 7 清悦君) 日程第17、陳情第 1 号宮城県に対し、小・中学校全学年で少人数学級 実現等を要請する意見書採択を求める陳情書についてを議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長(武田守義君) 事務局長です。

それでは、お手元に配付してございます陳情書を朗読いたします。

宮城県に対し、小・中学校全学年で少人数学級実現等を要請する意見書採択を求める陳情書 でございます。

陳情者 加美町字旧舘1-10-3 高橋秀弘です。

続きまして、紹介議員 伊藤由子。

陳情の事項でございます。

宮城県に対し、県の学級編制弾力化事業を拡大し、小・中学校全学年で少人数学級の実現及び特別支援学級の編制標準を8名から6名にすることを要請する地方自治法第99条の規定に基づく意見書を採択することを陳情するものです。

続きまして、陳情の理由でございます。

3.11東日本大震災から8年を過ぎ、県内では施設設備の復興が進んでいますが、震災の影は その後に誕生した子どもたちにもさまざまな形であらわれるなど、震災からの生活の復興はこ れからであります。

さて、本県の小・中・高等学校では、いじめ・自死問題、不登校児童生徒や特別に支援を要する児童・生徒の増加、子どもの貧困・格差の広がり、DV被害の増加など、子どもたちが健 やかに成長発達するために教育条件整備の課題が山積してございます。

さらに、学校には子どもの命を守る上で、家庭・地域と関係機関との連携、安心安全な登下 校対応、これまでにない自然災害への対応など、障害者差別解消法に基づく合理的配慮など、 複雑な取り組み等が強く求められています。また、学習指導要領の改訂による小学校での週当 たりの授業実数の増加、中学校での部活動指導など、教職員の余裕のない働き方が大きな問題 となっています。

今、本県の教育における喫緊の課題は、深刻な状況にある子どもたち一人一人に目が行き届き、子どもの声に耳を傾けることができ、どの子も楽しく、安心して学べ、健やかに育つことができる学校の教育条件整備です。本県独自で実施している学級編制弾力化事業を拡大し、全ての小・中学校全学年での少人数学級を実現することや、さまざまな支援を要する子どもが在籍する特別支援学級の編制標準を8名から6名にすること並びに教職員をふやすことが条件整

備の第一歩になります。

教育行政の権限移譲により、宮城県と仙台市はそれぞれの判断で教職員定数及び配置ができるようになりました。仙台市では、2018年度中学2年生、2019年度中学3年生が35人以下学級編制とされました。全国的に都道府県各自の取り組みが進み、30人から35人以下学級が実現してございます。東北6県では、宮城県は一番おくれた県となってございます。

令和2年2月25日

加美町議会議長 工藤清悦殿

陳情者 加美町字旧舘1-10-3 氏名 高橋秀弘

以上でございます。

○議長(工藤清悦君) 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。 次に、紹介議員の趣旨説明をお願いいたします。伊藤由子さん、ご登壇願います。

[8番 伊藤由子君 登壇]

○8番(伊藤由子君) 宮城県に対し、小・中学校全学年で少人数学級実現等を要請する意見書 採択を求める陳情。

ただいま局長からご紹介いただいたとおりの理由でございますが、私のほうからもつけ加え て説明をさせていただきます。

つい最近も県内の中学生が自死をしたというニュースがあったばかりですが、県内の小・中・高等学校では、いじめ・自死問題、不登校児童生徒や特別に支援を要する児童・生徒がふえつつあり、加えてDV被害の増加、貧困や経済格差の広がりなど、子どもたちが健やかに成長発達するための条件整備の課題が山積しています。

また、学習指導要領改訂による小学校での週当たりの授業実数の増加、一例を挙げると、これまでの教科にプラスして道徳の教科化や、小学校3年生からスタートする英語の授業などがあります。中学校においてはご承知のように部活動の指導など、ゆとりのない教職員の働き方が大きな問題となっています。

今、本県の教育における課題は、子ども一人一人に目が行き届き、子どもの声に耳を傾けることができる教育条件の整備だと思います。本県独自で実施している学級編制弾力化事業を拡大し、全ての小・中学校全学年での少人数学級を実現することや、さまざまな支援を要する子どもが在籍する特別支援学級の編制基準を8名から6名にすること並びに教職員をふやすことが条件整備の第一歩になると考えられます。

教育行政の権限移譲により、宮城県と仙台市はそれぞれの判断で教職員の定数及び配置がで

きるようになりました。ちなみに仙台市では、2018年度に中学2年生、2019年度には中学3年 生が35人以下学級編制となっています。都道府県独自の取り組みが進んでいますが、東北6県 内では秋田県、岩手県、山形県、福島県が少人数学級を実現させています。

本県に対し、小・中学校全学年で少人数学級実現などを要請する地方自治法第99条の規定に 基づく意見書を採択することを陳情するものです。

以上、私の趣旨説明とさせていただきます。

議員各位には陳情の趣旨をご理解いただきご賛同賜りますようお願い申し上げます。終わります。

○議長(工藤清悦君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。 (「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。 これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております陳情第1号宮城県に対し、小・中学校全学年で少人数学級実現等を要請する意見書採択を求める陳情書については、会議規則第91条第1項の規定により、教育民生常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤清悦君) ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号宮城県に対し、小・中学校 全学年で少人数学級実現等を要請する意見書採択を求める陳情書については教育民生常任委員 会に付託することに決定いたしました。

日程第18 閉会中の継続調査について

○議長(工藤清悦君) 日程第18、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定より、総務建設常任委員会委員長早坂忠幸君より、健全で持続可能な行財政運営と政策課題について、安全で快適に暮らせる生活基盤の整備について、教育民生常任委員会委員長沼田雄哉君より、幼児・学校教育及び生涯学習の環境整備について、保健・医療及び福祉体制の充実について、産業経済常任委員会委員長味上庄一郎君より、農林、商工及び観光に関する振興策について、地場産業・伝統産業の育成策について、議会広報常任委員会委員長髙橋聡輔君より、議会だよりの編集に関する事項について、議会運営委員会委員長早坂伊佐雄君より、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、議会改革、議会活性化等について、放射性汚染廃棄物処理

等調査特別委員会委員長佐藤善一君より、放射性汚染廃棄物等の処理促進に関する事項について、筒砂子ダム建設に関する整備調査特別委員会委員長早坂忠幸君より、筒砂子ダム及び道路改良等環境整備並びに地域振興に関する事項について、以上、7委員会から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議 ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤清悦君) ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中 の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は3月18日までとなっておりますが、会議規則第7条の 規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(工藤清悦君) ご異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって 閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして、令和2年加美町議会第1回定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後5時01分 閉会

上記会議の経過は、事務局長武田守義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを 証するため、ここに署名する。

令和2年3月13日

加美町議会議長 工 藤 清 悦

署名議員木村哲夫

署名議員 味上 庄一郎